

平成 16 年 9 月 27 日

社団法人 音楽電子事業協会

「著作権等管理事業法の施行状況に関する意見」

本年 10 月に「著作権等管理事業法」の施行 3 年となり、新しい法律のもとで複数の管理事業者が業務を開始したことにより、著作物の利用者である当協会会員各社には旧来の仲介団体との間では問題とならなかった新たな問題やリスクが生じており、現状では本来法律が期待している趣旨からは程遠い状況がいくつか生じていることから、このような状況を改善するために、以下の諸課題について検討すべきと考えます。

(以下、著作権等管理事業法を法律、著作権等管理事業者を管理事業者と省略します。)

1) 管理事業者の登録要件等の強化と適格性の確保

< 現状の問題点 >

利用者から見てその適格性に著しい問題があると思われる管理事業者であっても、その登録がなされており、利用者に混乱を引き起こしている。また、将来的にも同様の不安要因が残る。

< 解決方法及び提言 >

イ) 登録のための要件に例えば次のような項目を追加、強化する

- ・ 登録申請時に管理できる著作物の権利を有していること
- ・ もしくは、過去に権利管理を第三者に委託した経験のある者の推薦があること
- ・ 一定の実務経験や資格をもつ者が登録時に在籍すること

ロ) 上記の要件を満たすまでは仮登録期間とし、業務を開始できないようにする。

ハ) 事業者の信頼性を客観的に確認できるようにランク分け（例えば第 1 種～第 3 種）し、それぞれ登録要件の内容に幅を持たせる

- ・ 第一種：公益法人でかつ権利者から権利を信託されている場合（例：JASRAC）
- ・ 第二種：公益法人以外で、権利者から権利を信託されている場合
- ・ 第三種：権利者から権利を信託されておらず、代理、仲介、海外楽曲のみを扱う場合

2) 管理事業者の情報提供（管理楽曲等）の義務化

< 現状の問題点 >

管理事業者が利用者に包括契約を要求しても、管理している楽曲の題号などを公表しないことが許されているが、これでは利用者として契約できず、現実的ではない。

< 解決方法及び提言 >

現在努力目標となっている、管理事業者の取り扱う著作物の題号等の情報提供を義務化する。

3) 海外楽曲を扱う管理事業者の課題

< 現状の問題点 >

外国曲の権利について、その管理事業者が正当な権利者であるかどうか、利用者は容易に確認できず、契約時に大きな不安とリスクが発生する。

< 解決方法及び提言 >

イ) 外国曲を扱う場合、事業者が許諾できることを担保し、賠償責任を負うことを法律上明文化する。

ロ) 権利者が分散している場合、管理事業者の内最も大きい比率で権利を有する管理事業者に使用料を支払うことで利用者は免責される制度(例:保証金制度)を新たに設ける。

4) 包括契約における管理事業者間での分配調整

< 現状の問題点 >

法律の施行前、唯一の管理団体であった JASRAC と一定の使用料を支払うことで包括的な許諾を得る契約(包括契約)を既に結んでいた利用者が、法律施行後、新規に参入した管理事業者から JASRAC との包括契約と競合する許諾条件を求められた場合、その調整は新規管理事業者と利用者間のみで行わざるを得ず、合理性に欠け解決が困難である。(例:通信カラオケ、インタラクティブ配信におけるストリーミングの使用料など)

< 解決方法及び提言 >

このような場合、JASRAC と新規事業者間での分配調整を行うことを規則化し、またその際 JASRAC が主導して調整しても独禁法に抵触しないような措置も講じる。

5) 利用者と管理事業者間での調整機関の必要性

< 現状の問題点 >

利用者代表が特定できない新しい著作物の利用分野において、使用料規程等の協議を進めることができないため、円滑な著作物の利用が妨げられている。

< 解決方法及び提言 >

使用料規程等について、利用者と管理事業者間の合意が見られないときは、文化庁長官による裁定制度の他に、より迅速な解決を図るため、みなし使用料等の決定が可能な第三者機関を創設する。

6) 情報管理と守秘義務の強化

< 現状の問題点 >

管理事業者に提出される実績報告には利用者の企業秘密が含まれており、管理事業者による流用、漏洩は利用者に多大な不利益、損害をもたらす。

< 解決方法及び提言 >

著作権等管理事業を行う上で知り得た情報の利用制限(目的外使用の禁止)、守秘義務等の規定を罰則規定と共に法律に盛り込む。また、損害賠償に依られるように管理事業者に供託金を義務づける。

7) 一任管理事業と非一任管理事業の分離

< 現状の問題点 >

管理事業者が使用料を決定できる作品と、そうでない作品が並行して扱われると、一つの管理事業者の中で作品ごとに使用料が異なるケースが発生し、利用者側に不信感が生じやすい。

< 解決方法及び提言 >

法律上の管理委託契約(一任型)を権利者と結ぶ事業者は、非一任型の契約を結んではならないように法律を改正するか、規則化する。

以上